

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の施設検査に関する面談

2. 日時：令和元年12月9日 13時30分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議スペース

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

佐山主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター 環境プラント技術部

マネージャー 他4名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、施設検査申請書の内容について、以下のとおり説明を受けた。

・本施設検査は、平成29年12月28日付け原規規発第1712285号をもって使用の変更の許可を受けた、プルトニウム燃料第二開発室のグローブボックス No. F-1（以下「GB」という。）の一部を解体・撤去することに伴い生じた開口部の閉止処置に係るものである。

・GBの開口部の閉止処置は、気密性を有し、GBが設置されている粉末調整室に対して $300\pm 50\text{Pa}$ の負圧を維持できる構造とする。核燃料物質の使用等の規則第2条の5に定められる工事の技術上の基準のうち、第1号の「閉じ込め機能」に変更があることから、同号に関する検査を申請した。

○原子力規制庁から、以下のコメントを伝えた。

・GBの開口部の閉止処置が、核燃料物質の使用等の規則第2条の5に定められる工事の技術上の基準の他の号項について該当がないか確認すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：グローブボックスNo. F-1の一部を解体・撤去することに伴い生じた開口部の閉止処置に係る施設検査申請について

以上